

居宅介護支援重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、指定居宅介護支援の提供の開始に際して事業者が利用申込者またはその家族に対し、あらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

- ①受付 月～金曜日 午前8:30 ～ 午後5:20 （但し、国民の休日及び12月30日～1月3日を除く）
- ②担当 介護支援専門員 _____
- ③電話 0197-22-2901
- ④24時間緊急連絡先 080-2837-7357

2. 当センターの概要について

1)指定番号およびサービス提供地域

事業所名	株式会社ケアネット 岩手サービスセンター
所在地	岩手県奥州市水沢花園町一丁目19番16号
介護保険指定番号	0371500349
サービスを提供する地域	花巻市、北上市、金ケ崎町、奥州市、平泉町、一関市

2) 同事業所の職員体制

- 責任者 株式会社ケアネット 岩手サービスセンター長 加藤木 奈美
- 管理者 1名 介護支援専門員 4名(うち管理者1名を含む)

3) 営業日・営業時間 月～金曜日 午前8:30～午後5:20 （但し、国民の休日及び12月30日～1月3日を除く）

3. 運営方針について

- 1) 事業所の介護支援専門員は要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるよう、配慮して居宅介護支援にあたります。
- 2) 事業実施にあたっては利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- 3) 事業実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立なケアマネジメントを確保するため特定の種類・特定の事業者に不当に偏する事のないよう、複数事業所の紹介を求めること、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
- 4) 介護事業を通じ、高齢化社会に貢献し介護保険制度の発展に寄与します。

4. 当社のサービスについて

- 居宅サービス計画の作成を介護支援専門員が行います。
- 1) 利用者の居宅を少なくとも月に1回訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- 3) 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 5) 介護支援専門員その他従業者は正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。
- 6) 居宅サービス計画の新規作成時や要介護更新認定、要介護状態区分の変更等を受けた場合においてはサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めます
- 7) サービス担当者会議において、利用者および家族の個人情報を用いる場合にはあらかじめ文書により同意を得ます。

8) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

■経過観察・再評価を介護支援専門員が行います。

- 1) 利用者宅へ少なくとも1ヵ月に1回訪問し、経過の把握に努めます。
- 2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- 3) 利用者の状態について、毎月評価を行い状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

5.利用料等について

1) 利用料

利用料は介護報酬の告示の額とします。介護保険サービスを利用される方は、全額保険より支払われますので、自己負担はありません。

ただし、介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦介護報酬告示の額をいただきサービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日、保険者の市町村の窓口に提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

2) 交通費

前記 2. のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

3) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし毎月20日までに前月分の請求をいたします。

お支払い方法は原則口座引落としとします。お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。

6.質の高いケアマネジメントの推進

利用者の意思及び人格を尊重し、公正中立なケアマネジメントの観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合を、介護サービス情報公表制度において公表することが求められています。

介護情報公表システムの運営情報において公表（下記は2024年3月～2024年8月分）

訪問介護	株式会社ケアネット 32%	花憩庵 18%	奥州社協「げんき」 9%
通所介護	株式会社ケアネット 63%	ハーディーデイ 7%	リハビリ特化型あさがお 5%
地域密着型通所介護	デイはいらん家 42%	これさぼデイ 28%	元気が出るデイ 14%
福祉用具貸与	サンメディカル 42%	株式会社ナカノメ 18%	株式会社ケアネット 16%

7. 事故発生時の対応について

利用者に対して居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際してとった処置について記録します。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備します。
- 3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- 4) 虐待防止に関する担当者を下記の通り選定します。

虐待防止に関する担当者	管理者	石川 薫
-------------	-----	------

- 5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9.身体拘束の適正化について

事業者は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため、緊急や、やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
事業所は、身体拘束等を行う場合はその態様および時間、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急や、やむを得ない理由を記録します。

10. 業務継続計画の策定等について

- 1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問型サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- 3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止について

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6 月に1 回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底しています。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- 3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施しています。

12. サービス内容に関する相談・苦情について

- 1. 当事業所の居宅介護支援に関するご相談や苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電話番号	0197-22-2901
受付時間	月曜日 ～ 金曜日 FAX 0197-22-2905
担当介護支援専門員	
苦情解決責任者	株式会社ケアネット 岩手サービスセンター長 加藤木 奈美

- 2. その他、当事業所以外に市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

岩手県国民健康保険団体連合会		019-604-6700
奥州市	長寿社会課	0197-24-2111
金ケ崎町	保健福祉センター	0197-44-4560
北上市	長寿介護課	0197-72-8217
花巻市	長寿福祉課	0197-41-1299
平泉町	保健センター	0191-46-5571
一関市	長寿社会課	0191-21-2111

13. 当社の概要

名称	株式会社ケアネット
資本金	3,000万円(富士通100%出資)
本社所在地	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
事業所	川崎 小山 長野 熊谷 明石 会津 岩手
事業内容	ケアプラン作成(居宅介護支援) ホームヘルプサービス(訪問介護) デイサービス(通所介護) ショートステイ(短期入所生活介護) グループホーム(認知症対応型共同生活介護) 福祉用具レンタル・販売

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

事業を行う事業所 株式会社ケアネット 岩手サービスセンター

所在地 岩手県奥州市水沢花園町一丁目19番16号

説明者 職名 介護支援専門員

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

(続柄)